

## 一般廃棄物及び産業廃棄物の最終処分場建設事業に係る環境影響評価方法書に対する審査会意見

| 審査会意見(案)  | 審査会<br>(1回目・<br>追加意見)   | 大津市  | 滋賀県<br>関係課                  |
|---|---|--|-----------------------------|
|   | 資料2、3   | 資料4  | 資料5                         |
| <p>一般廃棄物及び産業廃棄物の最終処分場建設事業(以下「本事業」という。)に係る環境影響評価方法書(以下「方法書」という。)に対する環境の保全の見地からの意見については、次のとおりである。</p> <p>1 全般的事項<br/>今後の手続を進めるに当たっては、方法書における誤植等を修正するとともに、周辺の地域住民や農業者に対して積極的な情報提供や説明を行うなど、事業内容を丁寧に周知・説明して理解を得るよう努めること。</p> <p>複数案を検討している浸出液処理設備等の建設位置については、活断層の存在を理由に、事業実施区域の東側に建設することを優位として評価している。しかし、事故・災害時におけるリスクを考慮すると、必ずしも東側に建設することが優位であるとは考えられないため、事故・災害時のリスクに対する施設構造の検討結果を踏まえ、建設位置を改めて検討すること。<br/>その際は、設置する施設から排出される排水等による河川の水質や水生生物等への影響を低減することについても十分考慮すること。</p> <p>施設配置、排水経路等を含む事業計画の具体化に際しては、対象事業実施区域周辺の自然的状況および社会的状況を踏まえ、適切に調査、予測および評価を行い、調査については必要に応じた見直しや追加を含め、項目、方法および地点等を適切に設定すること。</p> <p>環境影響評価の項目として選定しなかった環境要素について、今後の事業計画の検討の中で、事業による影響を受けるおそれがあると判断される場合には、環境影響評価の項目として追加で選定し、調査、予測および評価を行うこと。また、選定しなかった環境要素については、環境影響評価準備書においてその理由を明確に示すこと。</p> <p>環境保全措置の検討に当たっては、環境への影響の回避または低減を優先して検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。</p> <p>2 個別的事項<br/>(1)動物<br/>対象事業実施区域内の調査地点が1地点のみのため、区域内の生物相を把握するための調査地点が不足している。また、草地環境を好む動物の生息状況を把握するための調査地点が設定されていないため、それらを把握することが可能な調査地点を追加すること。</p> <p>(2)景観<br/>予測評価についてはフォトモンタージュにより、現況と事業実施後の比較を行うこととされているが、本事業地は既に土地の改変が行われていることから、現況だけでなく採石事業実施前の景観とも比較することが望ましい。このため、採石事業実施前の状況に関する情報を可能な限り入手し、採石事業実施前、現況、本事業実施後の景観の比較を検討すること。<br/>また、採石事業実施前のフォトモンタージュの作成に当たっては、地表面の樹種を含めた山肌の色彩や山容についても可能な限り再現すること。</p> | <p>(資料2)7</p> <p>(資料2)8<br/>(資料3)1</p> <p>(資料2)1、2、3、4、6、17</p> <p>(資料2)9、10、11</p> <p>(資料2)13、14、15、16</p> | <p>(資料4-1)3</p> <p>(資料4-1)1、2<br/>(資料4-2)1、2、3、4、9</p> <p>(資料4-1)2、6、7、8</p> <p>(資料4-1)5</p> | <p>(資料5)1</p> <p>(資料5)2</p> |